

第 13 回生活困窮者問題シンポジウム

「ヤングケアラー問題を考える」

—新たなヤングケアラーを生まないための予防策—

令和 6 年 5 月 25 日（土）

シンポジウム

コーディネーター

香川県済生会 支部長

一井 眞比古 氏

シンポジスト

香川県子ども女性相談センター 次長 児童福祉士・公認心理師

藤原 誠 氏

高松市健康福祉局こども女性相談課 課長

藤澤 晴代 氏

香川スクールソーシャルワーカー協会 会長

岡本 久二代 氏

千斗枝グローバル教育研究所 代表

山中 千枝子 氏

一井 ここからはシンポジストの4名の方に順次それぞれの発表をしていただきます。

まず最初に、「ヤングケアラーについて ―子どもが子どもらしく生活できる環境づくりに向けた支援機関連携―」との発表題目で、香川県子ども女性相談センター次長の藤原誠様をお願いします。藤原さんは平成9年度に香川県に入庁され、児童自立支援施設、児童相談所、障害福祉課等に勤務され、その間に児童福祉行政、あるいは障害福祉行政に携わってこられました。令和3年度からは県子ども家庭課において児童虐待防止対策、ヤングケアラー支援に関する業務をされています。また、約20年の施設勤務経験をいかし、施設等で生活する子どもたちに対する支援に関する研修の講師としても活躍されていると伺っています。それでは藤原さん、よろしくお願いします。

「ヤングケアラーについて」

―子どもが子どもらしく生活できる環境作りに向けた支援機関連携―

藤原氏

皆さんこんにちは。ただいまご紹介いただきました、子ども女性相談センター、児童相談所の藤原と申します。ご紹介いただきましたように、3年間、県の子ども家庭課というところで虐待予防とか家庭の支援に関する施策を行ってきました。その中でヤングケアラーの支援も一環としてやってきたという経過です。

児童相談所というところに勤めておりますが、ヤングケアラー状態のご家庭もあるといえはありますが、どちらかというとなんかヤングケアラーという表現よりは、それよりも虐待というような状態にあたる家庭にかかわることが多い機関です。そのような立場から過去3年間やってきたことも含めて、お話しさせていただきたいと思います。

私も期せずしてヤングケアラーについてのお話をこの3年間たびたびやってきましたが、だいたい1時間くらいで話すことが多くて、今日は20分程度ということでもかなりスライドを削ったのですが、盛り込みすぎで急ぎ足になるかと思いますが、ご理解いただけたらと思います。

ヤングケアラーという言葉については、皆さんは今日お越しいただいていることもあり、また、だいたいご存じの方も多と思います。ここにありますように、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。いま宮本先生からもありましたように、法律上も定義されてきているというような状態です。

ご承知のように、36ページの図もご覧になられた方はいらっしゃると思います。この

図の左上にある子どもの状態のように、親の代わりにご飯をつくる、たとえば中学校1年生の男子とか、隣の図にありますように、より幼いきょうだいの世話をするたとえば小学校3年生の女子というような状態を指しています。下の段の左から2番目、アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。ここではヤングケアラーという位置づけで書かれていますが、これがどのレベルかによって、はたしてヤングケアラーで留まっているのか、虐待なのかというのは少し変わってくるかなというふうにも感じています。

それをこの図でお話ししようと思っているのですけれども、ヤングケアラーのイメージです。スライド4は私が図式化したものですが、もともとどこの国でもそうでしょうけれども、お手伝いというのは評価される行動だということもありますが、一方、ヤングケアラーはその中間にあり、これが極端になりすぎると虐待というような段階に行ってしまうのかなと思っています。

ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、虐待には四つあります。殴る、蹴るなどの身体的虐待、性的虐待、それと心理的虐待、ネグレクトですけれども、四つの虐待がありますが、身体的虐待と性的虐待というのは間違いなく虐待にしかすぎません。ただ、心理的虐待とネグレクトというのは、ヤングケアラーとの差がよくわからない状態ということが出てきます。

これを少しご説明しますと、たとえば心理的なお話でいくと、毎日ご飯を親の代わりにつくらなければいけない。親はパチンコに行っているか、ゲームをしている。この状態はただのヤングケアラーではなく、ネグレクトというような状態のこともあります。ただ、週に2回、下の子どもの面倒を少し見ているというような状態であればヤングケアラーといえるかなと思ったりもします。

また、心理的な話で言うと、親が精神疾患を抱えていて、少し妄想の話聞かされるといふのであれば、まだヤングケアラーかなというような位置付けになりますが、たとえば母親のリストカットを毎日のように見せられるというような状態であれば心理的虐待のかなと思います。ただ、週何回とか、どの程度だったらというのは感覚によっても違いますし、このあたりが細かすぎると、ここからは虐待でここからは虐待ではないというふうにいらない話かなと思ひまして、このように色をグラデーションにしているのですが、ステップ的な状態と理解するほうがいいのかと思っています。

先ほど宮本先生のお話にもあったように、ヤングケアラーの中にも支援が急がれるヤングケアラー、そこまででもないヤングケアラーというように連続しているわけです。ヤン

グケアラーかどうかというのに当てはめる、当てはまらないというふうを考えるのではなく、子ども全員、子どもの権利はすべての子にあると考えると、ヤングケアラーかどうかということにこだわるのはあまり意味がないということはおわかりいただけるかと思いません。

ヤングケアラーという言葉の話を少ししますが、この言葉の功罪についてはディスカッションのテーマとして扱われるようですので、あとで詳しくご説明したいと思っています。私のお話の中でお話ししたいと思っています。

スライド6は令和3年度ですので少し前になりますが、国のヤングケアラーの実態調査の結果を表しています。一番上、要対協と書かれているのは、市や町が提供している支援が必要な人への対応を考える関係機関による協議会ですが、だいたい子育て支援課とか子ども家庭課というようなところが事務局として設置されている協議会です。その人たちがヤングケアラーと思われる子どもはいますかという問いに対する回答をしていると思いますが、要対協は58.5%がいますと答えています。中ほどの教育委員会は46.9%、教員およびソーシャルワーカー等は45.8%というかたちで少し高くなっているという結果です。

このような国の結果と香川県の結果を踏まえてですが、だいたいこんなイメージになるんじゃないかと思っています。ヤングケアラーが全体の大きな円の中に入るとしたら、学校関係者は割に見つかりやすいというか、常に存在しているというような考え方です。先ほどの地域の要対協、あるいは児童相談所がかかわる中でも一部いるのではないか。そのご家庭は学校もかかわっているし、地域の要対協もかかわっているということで、重複しているご家庭かなと思っています。

ただ、ヤングケアラーとして認知しているのが、個別の機関、たとえば民生委員さんだけが知っているというようなこともひょっとしたらあると思いますので、そのような部分を単体で支援していくということです。それ以外の黄色いところはもちろん何人いるかわからないのですが、ヤングケアラーの状態でありながら把握されていない人もたくさん存在しているところがあるというようなイメージです。

香川県のヤングケアラー実態調査を令和4年6月に実施しています。先ほどご紹介があった教育委員会がやっている実態調査は毎年やっていますが、子ども家庭課では、ヤングケアラーと思われる方に接する機会がある支援機関、相談員さんとか何とか相談所というようなところを対象とした調査を行っています。私が調査票をつくって、結果はコンサル会社と一緒に分析しました。

調査結果の概要の 5 番目を見ていただければと思いますが、子ども本人が自分の困りごとを認識していないということがよくあります。子ども本人、支援機関双方にヤングケアラーの周知がまだまだ必要だという状態です。他機関と連携して必要に応じて適切な支援につなげることが重要であるとか、子ども本人からの相談は少ないので、支援者や周囲の大人からの気づきおよび相談窓口の明確化が必要というような調査結果の概要となっています。

少しだけ実態調査の概要をご説明しますと、われわれが行った調査は支援機関、支援者のほうの回答ですが、ヤングケアラーではないかと思われる子どもがあなたの周りにいましたかという質問に対して、全体で見ると 19.2%で、5 人に 1 人はヤングケアラーに今接しているか、あるいは接したことがあるというような結果になっています。下のほうの丸で囲っているところですが、「いた」あるいは「いる」と答えているのがダントツで多いのがスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーで、7 割、8 割の方がかかわっているということで、やはり教育関係者の周りでヤングケアラーが認知されるという現状になっています。

これは調査結果からの課題を示す一つの結果ですが、ヤングケアラーだと気づいたケースについて、自分のところだけで対応していますか、それともほかの機関に連絡しましたか、つなぎましたかというような質問です。ここで外部の支援につないでいない、逆に言うと自分の機関内だけで対応していると答えたのは 48%でした。

この 48%の内訳ですが、つなぐ必要がない、自分の機関で対応可能というのは悪いことではなく、それはそれでいいのですが、そのような回答が 32%だったのに対し、つなぐべき外部機関がわからなかったからつないでいないというような回答が 15%程度いたるところが、少ないようで多いと受け止めています。現場でやりながら、こういうケースはここにつないだらいいというのがわからない支援者が 15%いるというのは大きな課題だと思います。ニュースでも流れました。

それから、支援の際の注意点ですが、これもこのあとのディスカッションで出てくるかもしれませんが、家族や本人の気持ちを尊重することが大事だとか、家族の個別性に着目することが支援の際に重要です。結果を表にまとめたものの上のほうを見ていただくと、個人情報保護とか信頼関係の構築、相談しやすい環境づくりといったことが挙がってきています。

これは皆様ご承知のように、ヤングケアラーだけに限った話ではありません。もちろん

相談支援に対応する職員として基本的に大事な話だと思っています。ですからヤングケアラーに対してというだけではなく、特別な支援ではないというような結果も出ています。ただ、あとでも少し触れられたらと思いますが、ヤングケアラーに特別に配慮しなければいけないことがまったくないわけではなく、若干独特のものもあることも事実です。

これは先ほどの宮本先生のお話の中にもありましたので、少し省略させていただきます。国の事業、国がたとえば都道府県が実施する事業に補助をしてくれるものです。実態調査とか関係機関の職員の研修、このようなものにお金を半分出しますというような資料です。お話があると思いますが、この中で高松市がされている、ヤングケアラー・コーディネーターの配置とか、県でも行っているオンラインサロン、このようなものの補助も国が行っていくということです。

国もヤングケアラーの調査を行って以降、周知、啓発、対策に向けた強化期間を設けていて、令和4年度から3年間を重点期間に位置付けているのですが、今年度が最終年度です。3年の最後の年になりますので、ヤングケアラーという言葉そのものの啓発もまだ万全ではないところがあると思いますので、それも含めて最終年度に力を入れていくところになるかなと思います。

香川県で行っているヤングケアラー支援体制強化事業というのは、先ほどご紹介した職員研修を年5回くらい行っています。昨年度の第1回は、今日ここにいらっしゃる宮本先生にお願いしています。あとはオンラインサロンです。香川県では昨年からやっているところです。県内の全高校生、中学生に冊子を配布して、SNSなどでも周知しています。これは本人だけではなく、支援者の方も参加可能です。

あとは相談窓口の設置ということで、香川県としての窓口、あるいは県内の17地域、どこがヤングケアラーの相談を受けるといった窓口も一覧にしてホームページで公開しています。先ほどの話にもありましたように、相談が非常に大事というところではあるのですが、専用窓口だったらいいのかという話が出て、それよりは身近な大人、あるいは気軽なSNSとか、そういうようなものに相談してもらおうという想定もしておく必要があると思っています。

スライド15は昨年度、香川県として行ったヤングケアラーのオンラインサロンの案内、第1回目のチラシになっています。第1回目を公表するためのチラシですが、テーマを見ていただくと、「家族のケアをしている学生のためのオンラインイベント」と書かれています。「ヤングケアラー・オンラインサロン」とは書いていません。表題もちょっと配慮

してこのような表現になっています。

さて、今日のテーマの後半に差し掛かっているところですが、「機関連携の重要性について」です。これはある家庭を図にまとめています。右下に二重丸に 12 と数字で書かれているところが A さん、小学校 6 年生です。その親御さんは 36 歳のお母さんですが、精神疾患を有しています。さらに同居しているおじいさん、おばあさんも介護を受けているというようなご家庭です。

このようなご家庭の場合、介護を受けているおじいさん、おばあさんには高齢者福祉部門や介護事業所がかかわっているだろう。精神疾患を有しているお母さんには障害福祉部門や支援機関がかかわっているだろう。お子さんは小学校に通っているし、ひょっとしたらこれだけ課題というか、支援が必要なのであれば、先ほどご紹介した要対協、あるいは子ども食堂などもかかわっているかもしれないというようなご家庭です。

このような家庭に対して連携して行う支援がなぜ必要かというところ、ヤングケアラーの課題は家族が抱える課題が複合化したものであるということがポイントになってきます。それぞれかかわっている支援機関、高齢者部門だったらおじいさん、おばあさんだけ、障害福祉部門だったらお母さんだけというようなところでいってしまうと、この家庭で権利が阻害されているお子さんに目が届かないのではないかとこのところ、ヤングケアラーが直面する課題を包括して支援する取り組みが不足しないように連携していく必要があるだろうというのが、ヤングケアラーの状況にあるご家庭の支援に対する連携の姿勢となってきます。

ヤングケアラーに対して機関連携しながらどのように支援をしていかなければいけないかというポイントを少しご紹介します。ヤングケアラーが抱えている状況はさまざま、家庭ごとに違うと言ってもいいくらい違うと思いますので、下線が引いてあるように、万人に共通する支援の型を決めることは現実的ではなく、それぞれ状況に応じて既存の支援を組み合わせるカスタマイズしていく必要があります。ですから、たとえばヤングケアラーの家庭だからサービスを詰められたらそれでいいというような考え方だけではうまくいきません。

2 点目、先ほども少しありましたが、ヤングケアラーに対して何か特別・特殊な支援をしなければならないと捉える必要はないということで、すでにある支援の組み合わせが求められます。それだけに複数の機関が連携していくことが重要になっていきます。ただ、連携をすればすぐに何かが改善していくというような単純な問題ではなく、連携をしつつ、

関係機関が情報共有をしたうえで、段階によっては見守っていただけしかないのかなど。見守っていく中で支援のきっかけを待つような連携の状態がしばらく続くこともあると思います。

それと窓口はいろいろ増えてきていると思いますが、それだけにどこの機関がヤングケアラーを把握するかはわからず、どこの機関でも把握できる可能性があります。ですから何々部門なのでヤングケアラーは関係ないだろうというような視点ではなく、まさにかかわっているケース、そこに子どもがいるのであれば、ヤングケアラー状態の子がいるかもしれないという意識を持つことが大事です。

スライド 20 は香川県の黒光さんという、かつてご自身がヤングケアラーで、いまはソーシャルワーカーをされて、国の委員などもされている方の研修を受けたときに教えていただいたことで、すごくよかったですので掲げています。「普段から学校で行われているヤングケアラーに有効な支援」ということで、割とそうかなと思うことが書かれています。

その中でも下から三つ目、「表にでる問題や対人トラブルの時、まず、気持ちや家庭状況を聞く」ということで、最近、学校場面では家庭の状況を知ることが難しくなっているだけに、何かトラブルがあったときには家庭で何かが起きているのではないかと、この子にしわ寄せがいつているのではないかとというような視点で話を聞いていく必要があるというところが大事なところだと思っています。繰り返しますが、何か特別なことをするという話ではないということです。

さて、機関連携の話ですが、ヤングケアラーにどれだけの人たちがかかわるのかというところですが、中心にヤングケアラーとその家族がいます。そのすぐ近くを児童館だったり、子ども食堂、地域の人たちが囲んでいます。さらにその周りを高齢者福祉分野とか教育分野、障害福祉分野、医療分野といった人たちが囲んでいる。今日は済生会のお話なので、済生会がかかわっていらっしゃる患者さんのご家庭でもそういう方がいらっしゃるのではないかと見ていくことが大事だと思いますし、先ほどの調査結果を受けて見ると、左側の教育分野、あるいは児童福祉分野というところがヤングケアラーの認知をする立場にあるというところで大事になってくると思っています。

ヤングケアラー支援にあたっての役割と工夫ということで、今日は済生会のお話でしたので、医療分野にスポットを当てた資料にしています。ヤングケアラーではないかと気づくきっかけの例として、これも特別なことではないのですが、医療面の方々から見ると、家族の付き添いをしている子どもの姿を見かけることがある、あるいは家族の介護・介助

をしている姿を見かけることがあるというようなところが、当然と言えば当然ですが、気づくポイントになってくるというような調査結果になっています。

繰り返しになりますが、機関連携の重要なポイントとして、十か条と書かれている資料があります。この中でもこれは特に大事だということを四角で囲んでいます。2番目の、「緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭支援を入れようとするのはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること」です。必要だから支援を入れていくことが必ずしも大切なかたちではないということです。

それと6番目、先ほども言いましたが、「支援を進める者（機関）も連携体制において協力する者（機関）も、すべての者（機関）が問題を自分事として捉えること」です。どここの機関に紹介したから私のところは完結という話ではなく、紹介したけれどもサポートしてできることはまだあるはずだという認識を持っていただくことが大事だと思います。

最後になりますが、今日会場にいらっしゃる皆さんが直接ヤングケアラーの相談に対応することはないかもしれませんが、もしどなたかがヤングケアラーではないかという方から相談をいただいたときの考え方を少しご紹介します。それが保護者の方であっても、ヤングケアラーの状態になっているお子さんだったとしても、まず相談を受けたとしたら、その相談をしたことを承認してあげていただけたらと思います。承認というのは、「よく言ってくれたね」とか、相談してくれたことへの感謝を伝えるということです。

それがどのようなレベルのことなのか、頻度とか内容ですが、それをもし聞けるのなら聞いていただく。ちょっとしんどいという状態なのか、これは何とかしないと大変なことになるのではないかというようなレベルとか、さまざまな方がおられます。もしどこかに紹介しなければいけないようなレベルだったとしたら、その本人の了解を取りながらそういう機関につなげていくことも考えなければいけないと思います。

これはヤングケアラーだった人の言葉ですが、「相談してよかった。さらによかったのは、相談した次の日もその人は普通に接してくれた」と言っていたそうです。ですから相談を受けつつ、大げさな感じで反応しないことも非常に大事ではないかと思います。

スライド24の一番下の図表11、「本人や家族の意思を確認する際のポイント」の中にすごく大事なことが書いてあります。「あくまで本人や家族の意思を尊重する。必ずしもヤングケアラー本人はケアを止めたいと思っているわけではない」というところが今日覚

えていただきたいことです。必ずしもヤングケアラーをなくすことをすべてと思わないことが大事だと思います。

右下に書いてありますように、家族のお世話をしている子どもたちの気持ちはどのようなものなのかということに寄り添って支援者はどうすべきかというのを考えていかなければいけないと思っています。あとはこのあとの議論の中で話していきたいと思っています。

最後に一つだけご紹介させていただきます。受付のところの「あゆもうとにも」というチラシを置かせていただきました。ヤングケアラー対策の関連の取り組みの一つとして、日本子ども虐待防止学会が毎年虐待に関するいろいろな研究報告、情報共有を全国持ち回りでしていて、今年度は何と香川県で開催することになっています。ご関心のある方はアクセスしていただいて、参加していただけたらと思っています。

ご清聴ありがとうございました。

一井 藤原さん、どうもありがとうございました。続きまして、お二人目のシンポジストにご登場いただきます。タイトルは「高松市のヤングケアラー支援」です。高松市健康福祉局こども女性相談課、藤澤晴代課長です。藤澤様は高松市の職員として入庁され、高齢者福祉、介護保険等の高齢者関係の業務に携わってこられました。令和元年度から健康福祉総務課地域共生社会推進室長に就任され、その後、令和4年度から現職です。それでは藤澤様、よろしく願いいたします。

「高松市のヤングケアラー支援」

藤澤氏

皆様こんにちは。高松市こども女性相談課の藤澤でございます。本日は全国各地から高松市にお越しいただきまして誠にありがとうございます。今から高松市のヤングケアラー支援についてご紹介します。ただ、取り組み件数は少なく、ほとんどが現在も支援を継続しているケースですので、ケースについては概要に留めさせていただきます。

高松市のヤングケアラー支援の状況をお話しする前に、高松市について少し説明をさせていただきます。令和6年4月1日現在の人口は41万7963人で、0歳から14歳の年少人口比率は12.34%、15歳から64歳の生産年齢人口比率は58.89%、65歳以上の高齢化率は28.77%です。こども女性相談課は18歳未満の6万3487人の子育てによる悩みや不安など、子どもや家庭に関するさまざまな相談を受けるほか、児童虐待や要保護児童の対

策などを行っているこども支援係、それと離婚問題やDVなど、女性が抱えるさまざまな悩み相談を受ける女性支援係で構成されています。

ヤングケアラー支援はこども支援係に職員を配置して対応していますが、宮本先生のお話にもありました小学生15人に1人、中学生17人に1人、高校生の24人に1人、大学生の16人に1人を本市の人口で単純に計算しますと、小学生から大学生までの合計は2467名という数字になります。約2500名という数字を念頭に説明を聞いていただければと思っております。

本市の令和3年度からの取り組みについて説明をさせていただきます。本市では平成30年4月施行の改正社会福祉法に基づき、令和元年度に地域共生社会推進室を設置し、制度・分野の枠や、支える側、支えられる側という従来を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組み、高松型地域共生社会構築事業を実施しています。

私も令和元年度から3年間、この事業に携わってまいりましたが、地域共生社会という言葉をわかりやすく説明するための具体例として、介護と育児に同時に直面する「ダブルケア」や、高齢者の親と引きこもりの子が同居して生活している家庭の貧困や孤立といった「8050問題」、そういった地域生活課題の一つにヤングケアラーもあり、当初は地域共生社会の枠組みで対応することとしていました。

同時に、子どもたちが一日の大半を過ごす学校がヤングケアラーを発見しやすいと思われるため、教育委員会では令和3年に、まず、家庭に入って支援を行うことが多いスクールソーシャルワーカーを対象とした、「ヤングケアラーと思われる子どもについての記録」調査を行い、概数を把握したうえで、夏休み前の教育相談活動において、教職員等が児童・生徒と面談するなどして、ヤングケアラーに該当すると思われる子どもを把握し、学校現場で対応を始めました。また調査や対応のために、ヤングケアラーについて理解しておく必要があることから、教育委員会において管理職研修および生徒指導担当者研修等を実施しています。

福祉部門との連携については、こども女性相談課では要保護児童対策地域協議会、要対協と言うことが多いのですが、その事務局として、毎月、庁内の関係各課が集まり情報交換会を開催しています。学校教育課も情報交換会などに参加していただいております。ヤングケアラーに限らず、支援が必要と思われる子どもについて情報を共有しています。

また、先ほども触れました高松型地域共生社会構築事業において、アウトリーチ等を通じた継続的支援として地域の拠点等に出向き、関係者等と連携して相談や課題を把握する「まるごと福祉相談員」、また包括的相談支援事業の一つとして、市役所本庁と市内 6 か所にある総合センターの合計 7 か所に設置している「つながる福祉相談窓口」での相談支援などを通じてヤングケアラーが発見されることもありました。

このように学校やいろいろな相談支援機関においてヤングケアラーが発見されても、当時は、支援体制や提供できるサービスが整っていない現状があったため、地域共生社会推進プロジェクトチームのコアメンバー会議でヤングケアラーの支援策等の検討を行いました。

ちょうど、国においてヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、令和 4 年度から 3 年間で、ヤングケアラーの社会的認知度向上の「集中取り組み期間」としたことから、プロジェクトチームの検討結果として、教育委員会等との連携を図りながら、ヤングケアラーの社会的認知度の向上を目指し、早期発見・適切な支援をすることとしました。そして「早期発見・把握」、「支援策の推進」、「社会的認知度向上」という目標を掲げ、令和 4 年度からのヤングケアラー支援をこども未来部で行うことを決定しました。

次に、令和 4 年度の取り組みについて説明させていただきます。令和 4 年度はこども未来部の中の政策的取り組みを行う子育て支援課において、早期発見・把握と社会的認知度向上のため、市のホームページ作成、SNS 等で周知することとして、国が作成したポスター、リーフレットを配置したほか、ヤングケアラーに関する特設ページを作成、SNS 等でヤングケアラーに関して周知しました。

また、先進市を参考に、啓発用リーフレットを作成して配布しました。このリーフレットは年齢に応じた書き方等を工夫して、小学生用、中学生用、高校生用の 3 種類を作成しています。初年度はヤングケアラーが想定される市内の小学 4 年生から高校 3 年生までを対象に、全員に学校を通じて配布しています。また、次年度以降は小学 4 年生、中学 1 年生、高校 1 年生を対象に配布しています。

リーフレットについては、配布していますが、現在のところ子どもたちからの反響はない状況です。しかし、リーフレットの配布を継続してすることで、令和 4 年度に小学校 4 年生の児童は今後、7 年度に中学生用、10 年度に高校生用と、3 年ごとにヤングケアラーのリーフレットが配られることとなりますので、少しずつでも記憶に残ってってくれることを期待しています。

また、令和5年度から本市の「ヤングケアラー相談窓口」をこども女性相談課に設置するための準備として、担当課向け研修を行い、ヤングケアラーの現状と課題を理解するための研修会を開催し、課員全員が共通認識を持つことができました。

次に、令和5年度の取り組みについて説明させていただきます。まず、本市でのヤングケアラー支援の根拠として、高松市子ども・子育て条例にヤングケアラーの定義およびヤングケアラー支援を位置づけました。そして、こども女性相談課にヤングケアラー・コーディネーターを1名配置し、ヤングケアラー訪問支援事業を開始しました。ヤングケアラー・コーディネーターは、これまで4年間、こども女性相談課でこども家庭支援員として子育て相談、児童虐待対応等を行ってきた経験と、関係機関や地域資源等をよく知っていることが強みとなっています。

早期発見・把握と社会的認知度向上のため、市内の小中学校、放課後児童クラブ、子ども食堂を個別に訪問して、ヤングケアラーについて言葉の説明、ヤングケアラー・コーディネーターの役割と、相談窓口のPR、支援制度の周知等を丁寧に行っています。小中学校では校長先生・教頭先生と面接し周知しています。

小中学校ではこども女性相談課と多方面において日ごろから連携しているのですが、ヤングケアラーは命にかかわる緊急案件ではないと思われるようで、こども女性相談課へ連絡など、積極的に家庭とかかわることを躊躇するようです。このことはほかの関係機関も同様となっています。子どもたちを取り巻く環境を改善するには、粘り強く関係機関へ説明し、理解していただくことが必要だと思っています。

そして個別に提供いただいた情報をもとに、関係機関からの情報収集や家庭訪問等により、ヤングケアラーを発見し、その家庭のニーズに応じて新規事業であるヤングケアラー訪問支援事業や既存の子ども食堂やフードバンクを紹介するなど、支援策の推進の取り組みを始めました。

昨年度の実績ですが、100カ所を超える訪問先への周知により、情報提供いただいたヤングケアラーと思える家庭は約40世帯ありました。その中でも約半数はヤングケアラーとして支援の必要がある家庭、約半数はヤングケアラーというほどは子どもに負担はかかっていないのではないかと判断した家庭です。子どもに負担がかかっていないという場合でも、小学校などに日ごろの見守りを少し手厚くしていただいているので、何かありましたらこちらもすぐに動くことができるようになっています。

約半数、約20世帯は支援が必要な世帯ということになりますが、訪問支援事業につな

がり、サービスを利用している家庭は約5世帯です。本市の訪問支援事業は該当世帯に対して1週間に1回、2時間を上限とした家事支援サービスで、期間の定めはありません。家事支援サービスではありますが、訪問家庭の抱えている課題は多岐にわたる可能性があることから、高齢者、障害者、子育て世帯へのサービス提供を行っている社会福祉協議会に委託しています。

利用者負担については、国の補助基準では、世帯の所得に応じて利用者負担を徴収するのですが、本市では利用者負担をいただかないことにしています。それでも自宅にヘルパーが入ることに抵抗のある家庭が多く、担当職員が家事支援サービスを利用してもらいたいと働きかけても、何度も断られることもよくあります。そのような場合、訪問を重ねる中で、その家庭のニーズと保護者の状態を把握し、必要なものを探し出して、既存の事業を紹介してつなげます。

よく利用させていただいているのは、子ども食堂です。子ども食堂は食事の提供のほか、開設時間内は子どもの居場所になったり、学習支援をボランティアで行っていたり、フードバンクをしていたりと、いろいろな活動をされています。子ども食堂を紹介すると、家族で最寄り子ども食堂へ行くこともあり、子ども自身の居場所であると同時に、日ごろ頑張っている保護者の居場所になることもあります。

もともと子ども食堂は子どもだけで行ける場所なので、保護者の了解があれば子どもたちだけで行くことができます。子ども食堂に行くことによって、子どもの居場所、学習支援につながっている家庭があります。そのようなかたちで子どもたちを見守る手段や人が増えていき、保護者も子どもたちも、人に頼っていいという経験を重ねることで、タイミングを見ながら、再度、家事支援サービスを提案していくこともあります。

実際に支援策の提案などを行う際に、担当職員が直面した課題は、自分はヤングケアラーであると認識していない子どもたちに、あなたの状況はヤングケアラーであると告げることの是非です。ヤングケアラーという言葉に反応して支援を拒否される可能性があり、本人からの申し出がない今は、保護者に訪問支援事業の説明を行う場合も、家事ができていない状態で子どもたちが困っている、お家が大変と言うなど、今も悩みながら支援をしています。

また、研修についても、段階的に対象者を広げて、関係課向け研修を1月に行いました。こちらは健康福祉局内各課の職員を対象に、ヤングケアラーの現状・課題および市の支援体制を理解し、業務等でヤングケアラーの存在に気づき、支援窓口につなげることができ

るようになるための研修を行いました。本市の職員向け研修は、ずっと県の藤原様にしていただいているのですが、大変わかりやすいと好評なので、録画させていただいて、全庁職員向けに周知をしたところです。

この1年間、ヤングケアラー・コーディネーターが活動をして感じたことをご紹介します。1点目、さまざまな課題を抱えている家庭がヤングケアラーという目に見えるかたちで現れています。また、これまでは支援の対象になかった家庭が、ヤングケアラー支援としてかかわることができています。2点目、障害などの福祉サービスにつなげるのは時間と労力が必要とされますが、ヤングケアラーの家事支援であれば、短期間でスムーズに支援につなげることができます。また、多子家庭への学習支援や居場所支援の情報提供もしています。

3点目、子どもの権利を守ることを常に念頭に置き、子どもの気持ちに寄り添いながら支援しています。一度入った支援が途切れないように、また福祉の押しつけにならないように支援することの難しさを痛感しています。4点目、要対協でヤングケアラーの家庭を管理し、課内で支援方針などを協議しています。特に守秘義務に関して、その都度、関係機関に確認して進めています。

次に、今年度の取り組みについて説明させていただきます。昨年度、ヤングケアラー支援をしていく中で、関係機関が家庭に支援サービスの導入をしたいと考えていても、誰が見学に連れていくのかというところで会議が持ち越しになったり、家族がなかなか病院に連れて行けず、子どもの傷が悪化しているところに遭遇しました。このようなことから、ヤングケアラーの負担を軽減するために、ケアを要する家族の病院受診や申請手続き等に行き、必要な医療・福祉サービスの利用につなぐことができるよう、ヤングケアラー・コーディネーターやヘルパー等が同行支援を行うヤングケアラー同行支援事業を開始することにしました。

また、これまで職員対象に展開してきた研修ですが、業務等でヤングケアラーの存在に気づき、支援窓口につなげることができるようになることを目的として、対象を市内の関係機関向けに実施する予定にしています。これらの取り組みにより、ヤングケアラーのさらなる周知・啓発や、新たな支援サービスメニューを検討していきたいと思っています。

最後に、昨年度のヤングケアラーの概数をご紹介します。情報提供いただきましたのは、小中高、保育所が約60%と最も多く、次に関係機関が約15%、子ども女性相談センター、子ども食堂と続きます。家庭の状況ですが、3人以上の多子世帯が約75%、

ひとり親家庭が約 60%、保護者・子どもの障害が約 55%、経済的要因が約 50%、不登校が約 45%、その他で祖父母の介護、保護者が外国人、などがあります。

世帯の子どもの平均人数は 3.19 人です。世帯の子どもの年齢構成ですが、未就学児が約 55%、小学校低学年が約 50%、高学年が約 45%、中学生が約 70%、高校生が約 30%です。そのうちヤングケアラーとして負担が生じている子どもの年齢構成は、小学校低学年が約 10%、高学年が約 30%、中学生が約 55%、高校生が約 15%です。ヤングケアラーの性別は、男性が約 15%、女性が約 85%です。

ヤングケアラーが、行っているのが、家事が約 45%、幼いきょうだいの世話が約 65%、障害や病気のきょうだいの世話と、慢性的な病気の家族の看病が約 10%、あとは家族の通訳、アルコール問題の家族の対応、障害や病気の家族の身の周りの世話はありませんでした。目を離せない家族の見守りや声かけ、家計を支える労働、障害や病気の家族の入浴やトイレ介助があります。

以上で高松市のヤングケアラー支援についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

一井 藤澤さん、どうもありがとうございました。続きまして、3 番目のシンポジストの方にご登場いただきます。タイトルは「スクールソーシャルワーカーのヤングケアラー支援とその課題」です。香川スクールソーシャルワーカー協会会長の岡本久二代様です。岡本様は高校の先生から転職され、児童虐待対応、あるいは障害児者支援を経て、スクールソーシャルワーカーとして活躍されています。令和 4 年度から香川スクールソーシャルワーカー協会の会長を務められ、現在は高松市と小豆島町のスクールソーシャルワーカーとして勤務されています。

また、香川県の子どもの貧困対策検討委員会、いじめ問題対策連絡協議会の委員、それから高松市の児童生徒問題行動対策連絡協議会、若本支援協議会の委員もされています。そういう意味でスクールソーシャルワーカーの立場から今回お話しいただければと思っております。それではよろしく願いいたします。

「スクールソーシャルワーカーのヤングケアラー支援とその課題」

岡本氏

皆さんこんにちは。香川スクールソーシャルワーカー協会の岡本と申します。私からは

より具体的なお話をさせていただけたらと思います。先ほど私自身のことについてはご紹介いただきましたが、高松市と小豆島町で現在スクールソーシャルワーカーをしています。高松市のほうは中学校2校を兼任しています。小豆島町のほうは1校の中学校ですが、それぞれの中学校区の小学校もカバーすることになっています。

スクールソーシャルワーカーのことを略してSSWと言います。SSWという言葉をお聞きになったことがある方はいらしても、仕事内容について詳しくご存じの方は少ないと思います。SSWの仕事は、学校を拠点に福祉的な視点から子どもを支援するということになります。その支援を通じて子どもの権利とか発達を保障するというのがSSWの仕事です。2008年に文科省が活用事業を始めました。同じく学校にいますスクールカウンセラーさんと比べると歴史は浅く、認知度もまだまだのところがあります。

では、そもそもソーシャルワーカーというのはどんなことをする人なのかということをお話ししたいと思います。ソーシャルワーカーはその人が抱える困りごとを自己責任とは捉えず、その人とかその人を取り巻く環境全体を見ていきます。たとえば学校に行けない子どもがいたとします。学校に行きたくないという子どもです。だいたいそういう子どもがいると、その子はちょっとなまけぐせがあるからだとか、あそこの親はしっかりしていないからだという話が出るのですが、学校に行くか、行かないかは別として、その子が安心して過ごせる環境を調整するのがソーシャルワーカーの仕事になります。

ですからソーシャルワーカーは必要に応じて、困りごとを抱えた人を別の関係機関につないだり、サービス利用を勧めたりすることもあります。それから支援をする中で、制度のはざまと申しますか、既存のサービスでは対応が難しいようなケースも出てきます。そういった場合は地域で新しいサービスをつくり出したり、行政に働きかけたりということもしています。それもソーシャルワーカーの大事な仕事のうちです。

スクールソーシャルワーカーはどんな支援をしているか、どのように支援をしているかという、支援をするうえで大切にしているのは、子どもの声、子どものニーズです。ともすれば学校の先生とか親のニーズが前面に出てきます。それを支援するとき、これは一体誰のニーズなのかということもいつも確認するようにしています。そういったかわりの中で子ども自身に気づきがあって、自分で決定ができるようにサポートする。そんな支援を心がけています。

それではヤングケアラーについて、実際の話をしていきたいと思います。私はこのような子どもたちといままで出会ってきました。55 ページに載せたのは一部で、これがすべ

てというわけではありません。毎日のように妹をこども園に送ってから登校している子どももいます。妹が登校渋りをしたり、熱を出したりすると、学校に遅刻したり、欠席したりということになります。

それから夜中に暴れるお父さん、アルコール依存症のお父さんをなだめたり、抑えたりということも夜中にあるようですから、睡眠が十分に取れません。定時に学校に来ることが難しいという子どももいます。家庭に重い障害があるきょうだいがいて、医療的ケアが必要なので、両親はその子が生まれてからずっとその子にかかりつきりです。この子どもは医療的ケアはしないけれども、きょうだいの見守りとかお世話、家事などを家で担っているの、学校の時間帯以外に家から出ることが難しいという子どももいました。

でも、自分のことをヤングケアラー、ケアしている自分を自覚している子はいませんでした。私が行っているのは小中学校ということもありますが、誰一人、僕はケアにかかわっている、私はケアしているとは思っていませんでした。だいたい不登校とか別の問題が先に立って、かかわっているうちにヤングケアラーであることを知ったという場合が多いです。

SSW が支援をするとき、まず本人とか親とか学校の先生、関係機関からしっかり話を聞きます。集めた情報をもとにアセスメント、見立てをして、何が課題なのか、どうすればその課題を解決に近づけられるか、そのためにどんな支援が必要なのかということを考えます。それはヤングケアラーであってもなくても同じです。ただ、ヤングケアラーの場合、子どものニーズだけではなく、家族のニーズ、両方のアセスメントが必要になってきます。

ここで少し事例をお話ししたいと思います。一つ目は、おばあちゃんと二人暮らしをしている女の子の話です。A さんとします。一緒に暮らし始めたとき、おばあちゃんはまだ 60 代で、文字どおり親代わりとしてこの子を育ててきました。ただ、この子が中 3 になったときにはおばあちゃんは後期高齢者で、持病の心臓病が悪化して身体障害者の手帳をお持ちでした。

初めは学年主任の先生から、「A さんを昼休みに銀行に連れていってくれないか」と言われました。聞くと窓口が開いている間に銀行に行きたい。おばあちゃんはキャッシュカードをつくっていないので、ATM で引き出すことができないというような話でした。その日のうちにあわてて家庭訪問をして、おばあちゃんから話を聞きました。

そうすると最近体調が特に悪くて、歩いて銀行とか買い物に行けない。通院するときは

タクシー券を使っているけれども、普段は家事とか用事はAさんに全部頼んでいました。一度、病院で介護保険を利用してはどうですかと勧められたけれども、いまのところ家族で何とかなるから、というようなことをおばあちゃんは言いました。Aさんに私が「大変やったね」と言うと、「先生、大丈夫。ずっとこうしてきたから」と言いました。

どのように支援したかという点、おばあちゃんの体調がある程度回復するまで、私がAさんがやっている家事とか用事の手助けをしました。それからおばあちゃんに介護保険を利用してもらいたかったのですが、なかなか「うん」と言わないので、「Aさんは受験生だし、勉強する時間も取らないといけない。おばあちゃんのためというよりは、Aさんのために利用してみないか」ということでケアマネさんを紹介しました。それからAさんが高校に進学するときには、社会福祉協議会の教育資金の貸し付けを調整したりということもしてかかわりました。

二つ目の事例は、うつ病のお父さんと二人暮らしの子どもの事例です。Bさんとします。Bさんの家庭は生活保護を受給していたので、市の担当課から情報が入りました。Bさんはもともと不登校で、関わりがあったのですが、お父さんがうつ病ということは私は知らなかったんです。改めてBさんに話を振りましたが、なかなか本当のことを言いません。

でも、最後には泣きながらこう言いました。「お父さんは死にたい、死にたいと言う。そのたびに死なるといってってお願いするんだけど、薬を大量に飲んだり、首つりをしようとしたりする。お父さん一人にはできん」と言いました。当然、学校からは足が遠ざかっています。

これはお父さんをどこかの支援につながらなければいけないと思ったのですが、お父さんは私に病気のことを隠しています。ですから精神保健の保健師さんにも、訪問看護にも、それから障害福祉サービスにもなかなかストレートにつなげません。そこで市のひとり親支援の相談員さんにお父さんをつないで、学校に対してはできないような話をそこでできるように持っていきました。

それからBさんは学習の遅れを気にしていたので、生活困窮世帯の子どもの学習支援につながりました。それからBさんにはちょっと一息入れる場が必要だと思ったので、子ども食堂と一緒にいたり、子どもの居場所事業をしているところのイベントと一緒に参加したりというようなこともしました。

次の事例は、かかわりのスタートが遅くなって、介護ロスとも言えるような状況が長引いた事例です。Cさんとします。Cさんのお母さんが体調を崩したのは、Cさんが中1の

2学期の後半です。年明けにお母さんが病院を受診したら、すでにステージ4の末期がんでした。お母さんはおうちで療養することを希望されて、初めは家族で穏やかに過ごしていたのですが、病状が急に進んで3月には亡くなりました。

その間、お父さんは日中仕事があるので、昼間はお姉ちゃんとの子で看病やお世話をしていたということです。Cさんは3学期から急に欠席が増えました。だけどお母さんがそういうことになっているというのは、学校ではなかなか把握できませんでした。どうCさんにかかわっていかうかというふうにしていたところ、お母さんのほうが学校のほうにも対応した。

お母さんが亡くなってから私はCさんと面接を開始しました。Cさんは、「頭が痛い、吐き気がする。体のあちこちが痛い」と訴えて学校は休みがちだし、学校に来ても授業には入れない。面接のときに私が話の流れで、「お母さんのこと、つらかったね」と言うと、Cさんはこう言いました。「つらかったといえばつらかったけど、僕よりもっとつらい人がいると思った」「僕よりもっとつらい人って誰?」と聞いたら、「お父さんやお姉ちゃん。お父さんやお姉ちゃんのほうがもっとお世話をしていたから、きっとお父さんたちのほうがつらい」、そんなことを言いました。

この間、病院受診とかグリーフケアに本人をつなげたかったのですが、「僕は病気じゃない」ということでつなげませんでした。私にできたのは、学校に来たときに一緒に勉強をしたり、話を聞いたりということでした。もう少し早く、お母さんがご存命のうちに情報をキャッチできていたら、もっと本人の精神的なところのカバーもできたのかなと思う事例でした。

このようにケアラーといっても一人ひとり置かれている状況は違って、しかもそれは時間とともに変化します。気持ちも同じで、ケアから逃げ出したいと思うときもあれば、家族のためにできることはしたいと思うときもある。私が出会ったケアラーたちは、みんな家族思いで、家族をケアすることに自分の存在意義とか誇りを感じている子も少なくなかったです。その子たちが担っているケアを誰かほかの人にやってもらったら問題解決というものではないところが、ケアラーの問題の難しいところだと思います。

ケアをしている子どもは、家のことを人に言うてはいけないと思っているところがあります。それから家族の病気や障害について詳しく説明を受けているわけではありません。何かわからないけど、お父さんは夜になったら暴れる。それを押さえなければ家が回っていかないからしょうがなくやっている。そういった状況です。子どもとしての権利を守る

ために介入が必要かどうかの見きわめは、本人の意向はもちろんですが、かかわっている支援者がすべきではないと思っています。

次に、ヤングケアラーに必要な支援ということで、大前提は子どもも親も孤立させないことだと思います。伴走者のような存在が子どもには必要ですが、それは必ずしも SSW でなくてもいいのですが、ケアの問題に向き合うためには大人のほうがいいかなと思います。そういった意味で、子どもの場合、学校の果たす役割が大きいと思います。

それから多くのヤングケアラーが学習の遅れを気にしていましたので、学習の支援というのは必要不可欠だと思います。それが学校でなのか、地域でなのか、そのあたりがカバーできたら本人の自信にもつながって、卒業後の進路も変わってくると思います。それから家族の生活の支援、そこも大事だと思います。ケアに必要な家庭は、人も時間もお金もないというのはよくあることです。もう少しお金に余裕があったら、家族の気持ちにも余裕が生まれるかなと思う場面がありました。

ということで、宮本先生もおっしゃられたように、ヤングケアラーの問題は特定の子どもと家族の問題ということではなく、社会の課題だと捉える必要があります。いまの社会では家庭内のケアニーズは今後も増えます。今日のシンポジウムは、「新たなヤングケアラーを生まないための予防策」となっていますが、ケアを担う子どもは必ずいると思っていただけたらと思います。

学校の近くで昼前に登校している子どもを見かけることがあります。こんな時間に学校に行ってしまうと、いろいろしんどいことを抱えている子どもかもしれないというふうに見ていただけたらうれしいなと思います。

SSW としてのヤングケアラー支援の課題ですが、子どもが SOS を出すというのは非常に難しいです。しかも、SOS は言葉とは限りません。子どもが SOS を出せるようになるには、小さなサインを出したときに大人がどのように反応してきたかに左右されると思います。そんなサインを出したときにキャッチできる人でありたいと思いますし、子どもから信頼されて、この人になら話してもいいかなと思われる、そんな SSW になりたいと思います。

また、学校だけで捉えずに、地域全体で取り組むべき課題だと思います。支援事例からもわかるように、いろいろなところから情報が入りますし、いろいろなところに私もつながります。福祉分野以外との連携も欠かせません。もっと言うと、SSW の雇用状況の改善がひいては子どもの支援の充実につながると思います。ケアラーに限らず、子どもには長

いスペインでの支援が必要です。数年おきに異動したり、兼務もほどほどにしないと、なかなか充実した支援はできません。たとえば県立高校などは月 2 回くらいしかスクールソーシャルワーカーは行っていません。月に 2 回で継続的な見守りと言われても難しいというような状況です。

よく新聞やテレビで、福祉的な課題を抱えている人が誰にも相談できずに命を絶ったり、家族を巻き添えにしたりというようなニュースを見聞きすることがあります。そんなとき私は非常にやるせない気持ちになります。誰か気づかなかったのか、誰かに言えなかったのかと思います。学校で SSW と出会うことで、SOS を出せばきっと誰かが話を聞いてくれるということ子どもに実感してほしいと思います。

いまは何らかの事情で十分に親のサポートを受けられていない子どもたちが自分の人生を生きられるように応援していく、それが SSW であり、SSW である前に大人である私の役割だと思っています。以上で報告を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

一井 岡本さん、どうもありがとうございました。それでは最後のシンポジストにご登場いただきます。タイトルは「学校と地域に問われていること」です。発表者は千斗枝グローバル教育研究所代表の山中千枝子様です。山中様はこうちねっと見守り会議の会長をしておられます。高知県の中学校の先生を経て、社会教育主事としても活躍され、その後、越知町立野老山小学校の校長先生をされ、そこで野老山発おとなの学校を設立されました。

その後、平成 16 年から越知小学校の校長、幼稚園の園長を務められ、子どもたちや教職員、保護者、地域の人とかかわってこられました。平成 21 年 3 月に定年退職され、その後、千斗枝グローバル教育研究所を立ち上げ、こうちねっと見守り会議を設立され、講演などいろいろな活躍をされています。よろしく願いいたします。

「学校と地域に問われていること」

山中氏

高知から来ました山中千枝子と申します。よろしく願いします。昨日も香川に来ていたのですが、日帰りをして今朝また出てきています。来る間ずっと、どっちの方向から話をしたほうがいいのかと悩んでいました。いまお話を伺っていて、どうしても伝えたいこ

とを伝えていくと時間も要るだろうということで、今日は簡単にいくつかのことを話をさせてもらいたいと思います。

普段、講演活動、研究活動の中で一番多いのがネット問題です。トラブルが多かったりで、6割方そっちのほうの講演が多くなってきました。資料の2枚目に載っていますが、ネットを見て気になったことは、地域や学校で認識されなくなっている、認識しにくくなっているヤングケアラーというのが出ていて、なぜわからないのかというのは見たときにすぐに思いました。自分は学校に勤めていたので、前にいる子どもたちと会った瞬間に先生は子どもの変化に気がつくのではないかと考えていました。

学校の中で気がつかなかったら、次はどこで気がつくのかと思って、なぜかというのがすごく気になって見ていたのですが、五十数年前から子どもの状態はすごく変わってきて、学校の状態も変わってきました。どうしてかということ、核家族化が進んでいって、独立をして一戸建てで家族だけ、子どもたちだけで生活する家庭が増えてきて、周りに高齢者がいなくなりました。かぎっ子という言葉が出てきて、孤独に過ごす子どもが増えてきた。それからシングルマザー、ひとり親家庭がすごく増えてきて、常時仕事をしている家庭が多くなって、体を壊したりとかいろいろ出てくる。

実は地域の中はすごく教育力があるけれども、コロナ禍でこの5年、6年の間に地域と結びつきができなくなりました。かかわりのない学校、家庭が多くなってきて、「こんにちは」とか「おはよう」、「どうしている？」といった言葉が地域の中で聞かれなくなりました。学校も「しんどかったらちょっと休んでもかまわんよ」というような状態が続いてきて、子どもの微妙な変化、顔色の変化とか表情が悪いとか、言葉があまり出ないなどの子どもの様子が感じ取れなくなってきたのではないかと考えています。

そういう中で情報社会になって、不登校がすごく増えてきたのですが、ヤングケアラーの場合もあるし、ネット中毒の場合もあるし、いじめの問題もあるし、実態はいろいろあると思うのですが、その中で学校からの発信がSNSになったんです。私はいま情報難民になっています。学校からの情報が一切入ってきません。どうしてかと聞いたら、学校が配信しているアプリ、高知は「すぐーる」、そういうものに登録していなければ学校からの情報は一切入ってきません。

手紙はというと、ペーパーレスなので、じゃあ取りにいきましょうとか、届けてくれますかということ、働き方改革の中でそういうことをしなくなりました。地域に発信するものが学校になくなる。地域のサポートがますます入りにくくなった。そうなったときにど

うするのか。

実は去年の10月から私は1回も学校に入っていない。理由は、何をしているかわからないので、行くと嫌な顔をされるんです。ペーパーレスで時間がどうのこうのと言われるので、ちょっと様子を見るというのでは、いま学校には行っていません。ところが地域活動をしているので、地域の中の子どもの状態はよくわかります。「おばちゃん、今日学校に来なかったね」「参観日は見に来なかったね」とか、「今日学校行きとわないんでね」という話がコンスタントに出てくるような地域に住んでいます。

そういう意味で、スマホありきでコミュニケーションが進んで、本当の意味のコミュニケーションではないと思うのですが、親子の会話も全部スマホで済ませるような世の中になっています。同じ居間にいて、横の子どもと話をするのに、「夕食何時から食べようと思うんやけどどう？」というのに何をしているのかと思ったら、親子でLINEで交換しています。「話をせんかい」と思うのですが、(笑) 家庭の中でしんどい子どもの状況、親の状況を学校はつかみにくい状況になってきました。

個人情報で親がどこに仕事に行っているのか、どういう生活をしているのかわからないという学校も増えてきました。学校の悪口を言ってはいけないのですが、一生懸命やっている先生たちもいます。でも、そういう中で置き去りにされた家庭、置き去りにされた子どもたちをどういうふうに見ていくのか。

ヤングケアラーという言い方はしなかったのですが、若いときに普段割と早くから来る子どもが来るのがちょっと遅かったんです。中学3年生のときに入ってくるのが遅かったので、「ん？」と思って見たら、何となく下目使いで私を見ました。学級が終わったあとに「何かあったの？」と聞いたら、「先生、どうしてわかる？」と言いました。でも、「何かあったん？」と言っても何も言いません。子どもは親をかばうので。

「お母さんの具合が悪いの？」と聞いたら「うん」、「お母さんを見ておりたかったので学校に来たくなかったの?」「そう」と言うので、「先生がいまから見に行く。家行ってくるき、鍵を貸してや」と鍵を借りて、「みんなと一緒に学校楽しんでよね。せっかく来ちゃうがやき」とその子に言って、「ちょっと用事があるから外に出てくる。みんな頑張ってるね」と言い置きをして家に行きました。

そうすると男性が一人、玄関の前で立っているんです。どうしたのかなと思って「どなたですか」と聞いたら、市役所の職員でした。お母さんの担当の職員で、「ひょっとしたら学校の先生ですか」と言うので、「そうですよ」と言うと、「よく来てくれました。家に

入れない」「鍵を預かっているので入っていいと思うんやけど。お母さん、入るよ」と言
って鍵を開けて入ったら、自殺する寸前でした。お医者さんでもらった安定剤を全部手の
平に載せて、私とケースワーカーの人の顔を見るなり薬を飲んでしまいました。

いろいろ話したり、水を飲ませたりしたのですが、どうしても病院に行かない。「子ど
もを見捨てるの？ お母さん」と言って、やっと救急車を呼んで病院に連れていきました。
一応、処置が終わって家に帰ったときには夕方になっていたので、子どもが帰ってきまし
た。帰ってくると障子の向こう側で震えながら泣いているんです。「どうした？」と言っ
たら、毎日そんな状態だったそうです。

「先生気がつかなくてごめんよ」と話したのですが、そのときにすごく思ったのは、学
校のできることと行政のできることと両方やっていかなければいけないということです。
親を病院に連れていったり、いろいろな支援をすることは学校では限りがあっても行政で
はできることですが、昔は連携があまりよくできていませんでした。いまは行政と学校の
連携はすごくできてきましたよね。

ヤングケアラーという言葉も最近よく聞くようになったのですが、どこで連携するのか。
ヤングケアラーが多いということは、しんどい家庭がいっぱいあるということです。子ど
もの貧困が多いというのは、貧困の家庭がベースにあるので、そこをどういうふうに協働
して行って、学校のできること、家庭のできること、それからいま地域というのがどれく
らいサポートしてくれるのか。三つ巴でやっていかなければいけない児童の状態になって
きているのではないかと思います。

知ってほしい、見てほしい、わかってほしいという子どもの変化を、口に出して言わな
い、面と向かって言わない子どもたちをどう察知するか。SNS でただ交換しているだけ
だと、言葉遣い、イントネーションとかで本当のところはわからない。行かないとわから
ないことがたくさんあります。

特にいまほとんどの学校が家庭訪問をしていません。なくなりました。去年も同じ子を
持っていたからする必要がないという人もいます。学力をつけなければいけないので時間
がもったいないという人もいます。地域社会の中で子どもたちがどういう状態で、家庭が
どういう状態で生活をしているのかというのは、学校より地域の人を知っているはずで
す。

コロナ禍で学校を地域に入れなくなったので、教育力がなくなった地域とよく言われる
のですが、潜在して地域の中に教育力はあると思っています。先ほどお話がありましたが、
廃校になった野老山小学校で、おとなの学校をつくって 24 年目になります。最初は大人

と子どもが同居する学校をつくっていたので、子どもの変化、家庭の状況は地域の人にサポートしてもらっていました。かなりしんどい状況の家もあったのですが、学校へ来ない、家がしんどい状況は地域がサポートしてくれました。そういう地域の教育力をどういうふうにいまの現実社会の中に引っ張り出していくのかというのは大きな仕事ではないかと思っています。

子どもはいくらどういうことを言っても、「僕のクラス」「僕の学校」「私の学校」「私のクラス」と言います。学校が好きなんです。行きたくなくて、いじめられても。その学校を大きな家庭にするには、子どもの変化にぜひ気がついてもらいたいし、いつでも声かけできるような担任であって、担任を支える管理職であって、それを取り巻く地域社会というものを構築していく必要があるのではないかと思っています。

子どもはどんな状態でも家が好き、家族が好き。好きだということをもう1回発見して、家庭を居場所に、それから地域、学校を居場所にする。地域という大きなベースの中で家庭をサポートしながら、家を一步出たら近所のおじいちゃんがこっちを向いて「おお、元気かよ」と声をかけてくれる。公園に行ったらおばちゃんたちがたむろしていて、一緒に僕も遊んでみようかという地域づくり、家の中に帰ったら行政の人にサポートしてもらいながら、きちんとした医療も受けられて、しんどくない状態が親にある。家庭と地域と学校の三つ巴の中で、ヤングケアラーをもう1回根本的に見直す必要があるのではないかと思っています。

今日はずっとお話を伺っていて、ヤングケアラーに対するサポート体制がすごく進んでいてすごいなと思いました。その中で自分たちもできる地域をどうつくっていくのか。外に出ただけでどういう居場所、ふれあいができていくのか。家庭をどうサポートしていくのか。子どもにどう声をかけていくのか。「おはよう」と正門でいくら話をしても、そのあとに自分のことを知ってもらわなければ、ただの「おはよう」だけで終わりです。子どもをサポートできるような環境をぜひ一緒につくっていきたいと思います。

地域には潜在的な教育力があります。それをどういうふうに分の地場で生かしていくのか。ぜひ地域の中にたまり場をつくりたいと思います。子どもがニコッと笑って「友達だよ」と言えるような地域づくり、安心して行ける学校づくり、行政にサポートしてもらいながらしんどい思いをしている親たちと、どういふふうに子どもが一緒に生活していくのかというのを、家庭と地域と学校の中でもう1回考えていきたいと思っています。お呼びください。ありがとうございます。ありがとうございました。(拍手)

一井 ありがとうございます。それでは4人の方々からすべて発表していただきましたので、ディスカッションに入っていきたいと思います。

まず、今日は基調講演、シンポジストの方々にご発表いただきましたが、それらはすべてヤングケアラーをなくすための方策についてもお話しいただきました。そういうようなお話を聴いている中で、私が今日の論点として挙げたいと思ったことは三つあります。一つは、ヤングケアラーをどう発見するかという発見の問題です。2番目は、ヤングケアラーの支援の問題です。3番目は、ヤングケアラーを減らすために具体的な方策、取り組み、その三つの論点があるのではないかと感じた次第です。

時間の関係もありますので、短時間ではありますが、先ほど申し上げたようにヤングケアラーの発見の問題、支援の問題、減らすための方策、この三つについて基調講演の方、シンポジストの方々にご発言いただければと思います。

まず1番目の、ヤングケアラーの発見にかかわることです。発見といっても、誰がどのように発見するのかということと、もう一つは見つけるための課題、大きくはこの二つがあると思っています。そういう意味で、見つけるための背景としてヤングケアラーが担っている世話ということでは、先ほど宮本さんのお話ではきょうだい、弟とか妹の世話、あるいは病気とか障害などの家族の世話、あるいは日本語が不自由な方の通訳、あるいは家計を支えるためのアルバイト、そういうものが挙げられています。

子どもたちにどのように表れてくるか。学校で表れてくるものとしては、健康面、あるいは学習、行動、友人関係にも出てくると言っておられました。学校外でも、大人の参加するような場所に子どもが来ているという場合もあるのではないかとされていました。

見つけることの難しさというのは多くの方が今日も話されていましたが、いわゆる沈黙のヤングケアラーと言われる面がありますが、私は素人ですが、学校だと思います。そういう意味で岡本さんと山中さん、それから藤原さん、藤澤さん、それぞれ学校の先生が発見の中心になるとと思いますが、そのような見方について、どう思っておられるのかをお伺いしたいと思います。藤原様からお願いします。

藤原 発見、見つけるための課題ということで、私が申し上げることはいまからおっしゃる方とかぶっているところではあると思いますが、概括的にお伝えします。香川県の実態調査で支援者から回答いただいたまとめの中で多かったのが、本人や家族が知られないようにしているというところでした。あるいは宮本先生からもあったように、無自覚で、

自分たちが困っていると気づいていない。それは別の言い方をすると、これも調査結果の中にありましたが、家族でケアができると信じ込んでいる、あるいはするのが当たり前だと思っているというところです。

それとほかの人から聞いた話ですが、ヤングケアラーの状態になっている子が、しんどさを表に出さないように我慢したり頑張っているというところが、逆に学校現場においても見つけにくくなっている一つの要因かなと思っています。このことを捉えて最後に支援の際の工夫とか留意点につながっていく話になると思います。

一井 それでは藤澤さんお願いします。

藤澤 私の話の冒頭で、約 2500 人という話をしたと思います。1 年間で発見できたのは約 40 人ということで、2%弱になります。残りの 2460 人の発見については、やはり学校現場、地域の力をもってしないと、私ども行政では限界があるというのは痛感しています。その部分も周知・啓発をしっかりとすることで、潜在化しているヤングケアラーを少しでも多く情報提供いただいて支援につなげていきたいと考えています。

一井 では岡本さんお願いします。

岡本 ヤングケアラーの発見について、学校の果たす役割は非常に大きいと思います。子どもと継続的にかかわれるというような面があるのが学校です。その中にスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーといった専門職がいるというようなことも学校の強みかなと思います。

子どもが言わなくても、表明しなくても、子どもが遅刻したり、欠席したり、保健室を利用したり、部活を辞めてしまったり、虫歯の治療ができていないとか、忘れ物が多いとか、保護者に連絡がつかないとか、いろいろなことから漏れ出てくるといいますか、そういった情報をキャッチするのが私たちの役割かなと思います。SSW は家庭に介入しやすいというようなところもありますので、学校の中でも私たちは率先して発見に寄与できるかなと思います。

一井 ありがとうございます。山中さんお願いします。

山中 子どもの SOS、変化に気づく力をまずつけていかなければいけないと思います。よく 4 月当初に学校に呼ばれて、どうやってという研修会をしたりするのですが、小学生はランドセルで来ますよね。幼稚園の子どもは黄色のバッグだったり、中学生はかばんを持ってくる。最初に聞くのは、そのかばん、ランドセルの中に何を入れて子どもは学校に来るのかということです。

教科書が入っているとか、下敷きが入っているとか、中にはゲームを持っている子もいるのですが、マンガの本を後ろに隠してランドセルに入れてくるという子も多いのですが、家の中がしんどかったこととか、たとえばお父さんが今日救急車で運ばれたこととか、家の中のことも昨日の学校のことも全部かばんの中に入れて学校に来ます。「おはよう」と入ってきてランドセルを置いたときの子どもの様子を見る力、一番発見できるのは学校じゃないかなと思います。

一井 ありがとうございます。いまのお話を聞いていまして、先生の観察力というのは大事だということでした。どの職業でも観察力というのは大事だと思っていますが、特に学校の先生は子どもたちを見る観察力が大事だと思いました。どうもありがとうございました。学校外での発見事例などが見られるということで、そのへんのことについて宮本先生はどのように感じられましたか。

宮本 学校での観察力に関連して、たまたま先日、民生委員さんとお話する機会がありました。ヤングケアラーの啓発が結構進んできて、発見のためのいろいろな視点もご存じで、いつも見守りを通学途中でしてくださって、気にかかっている子どもがいるということでした。ごみを捨てるのがいつもその子どもの役割になっていて、もしかしたらと思っておられました。

案の定、新学期になると、成長して制服の袖も短くなって、ズボンも短くなっていて、明らかにちょっとおかしいと思って、学校の先生に「こういうお子さんがいるんですけど」と相談されたそうです。そうすると学校の先生は、「うちにはそんな子どもは一人もいません」と言われたということもあって、次はどこに相談したらいいかというご相談もあつたりしました。地域でも学校でも気にかけているけれども、全員というのはなかなか難しいのかなという話もしました。

やはりヤングケアラーの早期発見においては、ポイントになるのは多様な視点かなと思っています。学校だけでも難しいし、地域だけでもというところで、さまざまな多様な機関がかかわっていくということと、多様な社会的な視点に目を向けていくことが非常に重要だと思います。家庭状況もそうですし、ケアの状況もそうですし、多様というのが一つのポイントになってくるかなと思っています。

一井 ありがとうございました。家庭、あるいは学校、地域を含めて、社会環境の変化、そういうものを前提に置きながら考えていく必要があると思います。

山中 その子を取り巻いている状況は見に行かないとわからないんです。行って、見

て、聞いて、地域の人と話をしたりする。聞きに来たと言わないで、遊びに来て通りすぎりだと言いながらよく行きました。担任は気になったら、「通りかかって、そこにきれいな花が咲いちゃったき、ちょっと花を見にきたんやけど、誰の花？」と言いながら、地域の人と話をしながら、「そういえばこの子、今日学校行っていないことない？」といった話が出てくる。ですから行ってみないとわからないんです。

それを往々にしていまは SNS で発信しますね。情報で。聞いているつもり、見ているつもり、わかっているつもりだけど、トーンによって全然違うので、行って感じてくる力、行ってみないとわからないことがたくさんあります。これは学校だけの責任ではなく、地域と一緒に連帯しながら子どもを守っていく、家庭を守っていくということにつながっていくのではないかと思います。ぜひ行ってもらいたいです。

一井 それはいろいろな場合で必要だと思います。現場を知ることだと思います。そのへんが大事なことですが、皆さん非常に多忙なので、なかなかそこに手が回らないという現状もあるのではないかと思います。

山中 その時間に行かなくてもいいんです。電話でもいい。文字だけでは感情は伝わりません。「遊ばんね」と言ったら、「遊びたいね」ということと「あんたとは遊びたくない」という二つがあるでしょう。文字だけでは伝わらない。電話はイントネーションで、表現の仕方ですとなく感情が伝わってくる。行って顔を見るのが一番だとは思っています。

一井 ありがとうございます。もう一つの問題として、見つけるための課題という話をしようと思ったのですが、いまの皆さんのお話の中でその点は出てきたと思います。時間の関係もありますので、ヤングケアラーの発見ということについてはこのくらいで、次の課題に移らせていただきたいと思います。もし何かありましたら、あとで少し質問の時間を取りたいと思っていますので、そのときにご発言いただければと思います。

それではもう一つの課題であるヤングケアラーの支援について、話していただければと思います。ヤングケアラーの支援という部分についても、私は二つ課題があると思っています。一つは、支援者個人への支援をどうするのか、もう一つは自治体等ができるような支援、その二つの支援があるのではないかと思います。これも一緒に答えていただいても結構だと思います。

今日の宮本さんのお話の中では、孤独感とかストレス、連絡への支援、あるいは相談相手の支援、孤立させないようにする。学習支援とか生活支援、それから藤原さんなんかは目立たない子どもへの支援、関心、トラブル時には家庭状況を聞くというようなこと、あ

るいは親へのメッセージというようなことも言っておられました。

そういう中でそれぞれについての支援について、藤原さんのほうからご発言いただければと思います。お願いいたします。

藤原 私のほうからは、行政としてできる支援のあり方とか、行政だけではなく、専門家それぞれがかかわっていくときの支援の留意点みたいなものをお伝えしたいと思っています。行政としては広域的な支援、行政にしかできない支援があると思っています。支援という言い方がいいのかどうかは別として、実態調査みたいなものは継続していくものだろうと思います。

教育委員会のほうでは引き続き同様の視点で調査をしていくということですので、教育委員会のホームページを見ながら、何%がどうなっているとか、分析がどうなっているというところを追いかけていただけたらと思います。県の実施部局としては、啓発をしながら支援者に対する研修を継続していく。これは高齢者、障害者とか教育の方というように分野別にしていくのと、多職種が一堂に会してやっていく研修、2パターンでやっているところです。

県では各分野の関係者が集まってワーキングチームをつくっています。ヤングケアラー支援に関するワーキングチームをつくっているので、どういう研修がより効果的なのかを今年度の研修を振り返りながら6年度の研修をしていくことになっています。

留意点としてたくさんお伝えしたいことはあるのですが、一つお伝えすると、最初のお伝えするタイミングがなかったのですが、ヤングケアラーという言葉の話です。これは支援をする人たち、される人たちも意識してしまうところですが、ヤングケアラーという言葉がひとり歩きしているということを感じます。

今日の資料の37ページを見ていただきたいのですが、ヤングケアラーという言葉はいい面も悪い面もあります。37ページのスライドの上のほうにも書いてありますが、よい点としては、特定の状態、ヤングケアラーの状態になっているということで、共通言語として関係者が認識することができるとか、ヤングケアラーという言葉が出てきたからこそ、そういう家庭にスポットが当たるというメリットはあると思います。

一方、デメリットとしては、ヤングケアラーという言葉をあてはめすぎて、その家庭のそれぞれの背景を見失いがちになる恐れがある。発達障害とか愛着障害という言葉が出てきたときに、あの子は発達障害だからとか、愛着障害だからというふうに画一的に見てしまう恐れが出てくるということで、何に困っているかということのアセスメント力が少し

下がってしまう可能性があるというのが一つのデメリットかなと思います。

もう一つは、ヤングケアラーという言葉が当事者、あるいは支援者、両方とも誤解してしまう例があります。たとえば当事者側、ヤングケアラーの家庭のお母さんの言葉ですが、その家はヤングケアラーの状態ではなくてもネグレクトの状態でした。子どもがご飯をつくったり、きょうだいの面倒を見ている。ただ、職員がそこに行って、「お母さん、これはちょっと改善しなくてははいけませんね」というような話をすると、そのお母さんは「いやいや、うちはヤングケアラーだから」と言っている。つまり、ヤングケアラー状態だからしょうがないみたいな、免罪符として使われてしまいます。それはちょっと話が違います。

あるいは支援者側、支援にあたる関係者の一人がうちの機関に言ってきた言葉として、「これは虐待じゃなくてヤングケアラーなんだから、早く解決してください」と言われたことがあります。つまり、ヤングケアラーというのは非常に程度の軽いもので、何か手を入れたらすぐに解決するみたいな状態だと勘違いされている。そういうことでヤングケアラーという言葉はいい面もあるのですが、支援者の中ではきちんと認識して使わないと間違った支援の方向に走ってしまうかなと思いました。すみません、ちょっと話がそれました。

一井 ありがとうございます。それでは藤澤さん、お願いします。

藤澤 ヤングケアラー・コーディネーターを1名配置していますが、いろいろなところで周知・啓発を行う中で、ヤングケアラーとして困っている人がいるなら、もっと増員して解決につなげたらいいのではないかという話をよくいただきます。ただ、今回の発表にもありましたが、学校等が見守りをしている子どもたちがいるように、一定程度は、学校や地域で見守り等の支援をいただき、支援の必要性が高いところを市が支援する、というのが行政的なあり方かなと思っています。

また、実際に支援していく中で、一人ひとりのお子さん、家庭に対するサービスはオーダーメイドというところがありますので、型通りにはなかなかいかないと思っています。そういう中でも一定程度制度化できるものについては何かしら事業として起こしていきたいと考えています。

一井 ありがとうございます。それでは岡本さん、お願いします。

岡本 個別の支援は藤澤課長が言われたように、まさにオーダーメイドでして、一般化することはなかなか難しいです。ただ、子どもの支援ということについては、「参加」

ということがキーワードになると思います。授業に参加できる、部活動に参加できる、学校行事にも参加できる。それから友達と遊べる、地域での活動に参加できる。そういったことが子どもとしての権利かなと思います。そのあたりを支援できるようにしたいと考えています。

一井 ありがとうございます。それでは山中さんお願いします。

山中 発見に学校にこだわったのですが、学校も地域も家庭も安心して安全な場所であればならないと思います。そのためには気がついたときに、いろいろな支援団体があるので、助けてもらいながら、連携をしながら、行政の人にも助けてもらいながら、みんなで一緒に学校に帰ってくる。家庭だけではなく地域でいることは楽しいと思えるような安心・安全な場所を確保して、いろいろな団体の人とも連携をしながらやる方策はないかなと思っています。

一井 ありがとうございます。それでは宮本先生。

宮本 時間の関係で一言になりますが、ヤングケアラーの場合、ケアが終わったらすべて終わりではないと思っています。ケアが終わったあとにも精神面での不調だけが残っているヤングケアラーはとて多いので、精神面でのケアを今後支援メニューとして具体化していくというのは、支援としてとても重要だと個人的に思っているところです。

一井 ありがとうございます。それでは三つ目の、ヤングケアラーを減らすための取り組みについてそれぞれご発言いただけたらと思います。これは新たなヤングケアラーを生まないためにということにもつながると思いますので、その点について二つか三つでもご発言がありましたらお願いしたいと思います。それでは藤原さんからお願いします。

藤原 具体的な取り組みについてはたくさん出てきましたので、まとめたなかたちで取り組みの方向性という表現でお伝えすると、いま何回もお話の中に出てきましたが、ヤングケアラーに気づけるためのアンテナを高くすることです。これには研修だったり、地域での発見だったりの情報を共有するというアンテナを高めていく。

それと何よりも、相談しにくいという話なので、相談につながるための信頼関係をお子さんをつくっていくことももちろん大事だと思いますし、ご家庭の中心となる大人、家族の方と支援者が仲良くなる、いろいろな話ができる関係を持つことが大事になってくると思っています。

一井 ありがとうございます。

藤澤 1年間の活動結果として、お子さんが多い多子世帯とか、ひとり親家庭とか、経

経済的要因とか、そういうところで結構ウェイトが高くなっています。そういう部分については、いいかどうかは賛否あると思いますけど、多子世帯とかひとり親家庭に対する手当の充実などが今後できることによって、経済的要因も解消される可能性があるという、国の制度設計という議論もあるかと思います。

ただ、もっと身近なところでできる取り組みというところで、高松型地域共生社会構築事業の宣伝をさせてください。周りの方のことをよく見る、よく話を聴くということで子どもたちの変化が見えてくるような地域づくり、そういう取り組みで、できるだけヤングケアラーを減らしていきたいとも考えています。

一井 ありがとうございます。岡本さん。

岡本 ヤングケアラーであることとか、過去にケアラーであったことというのは、その後の人生で大きな影響を与えています。たとえば学習とか進学、就職の機会が奪われたり、心身の健康を害したり、友だちづくりでつまずいたりというようなことがあります。それを考えると、現在ヤングケアラーである子どもではなく、元ヤングケアラーの人たちの支援ということもはずせないかなということをちょっと考えました。

一井 ありがとうございます。山中さんお願いします。

山中 私が住んでいる地域は200世帯くらいですが、このステージくらいしかない小さい公園でたまり場をつくっています。高齢化率がすごく高いので、スマホも持っていない。孤独・孤立高齢者につながるのは嫌だということで、月に2~3回、公園で4~5人で座って、通りがかりの人を呼び込んで話をしたり、私はもらうことが多いのですが、おかずの交換をしたりしていますが、コミュニティをどうつくっていくのか。そのコミュニティの中で安心して住む場所をどうしていくのかというのがすごく大きな課題ではないかと思っています。

一井 ありがとうございます。宮本先生。

宮本 先ほどのご発言のたまり場にも関連しますが、すべての子どもたちも見つつ、ヤングケアラー要素の多いご家庭に注目していけるような、そして見守っていけるような場づくりというのが非常に重要になってくると思っています。以上です。

一井 ありがとうございます。それぞれ私が挙げたテーマ三つについてご意見をいただきましたが、全体について会場の方からご発言、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

峠（会場から） 今日本当に貴重なお話、ありがとうございました。私は青少年育成

活動を 40 年くらいやっています、学校の先生でも何でもないので、活動しております。やはり 40 年の間に世の中は大変変わってきました。一番はスマートフォンのはやり、そしてヤングケアラーという言葉も出てきました。

そこでこういうお話を聞いて思うのですが、やはり学校の先生方、行政の人たちは、どのようにして減らすか、早く発見するかという問題に一生懸命になっていただいています。私たち地域で活動している者にできることは、朝の立哨です。あいさつ、「おはよう。いってらっしゃい」、会うときに声をかけます。笑顔でかけます。全然知らない子でも、地域の子どもですから声をかけます。

そうすると何かつらそうだなと思う子もいます。その子に気をつけて、いろいろな機会を見つけて声をかけています。そのあと、学校にあの子は何か問題があるのではないかと声をかけるのですが、あまり相手にしてくれない。

だからこちらが本当にしてほしいと思うことは、行政などの仕組みです。地域の一人ひとりの声をくみ取る、そのような仕組みを国を挙げてつくっていただければ、日本国中、いろいろな方たちの団体、青少年問題、子どもたちの問題を抱えて一生懸命頑張っているわれわれボランティアグループがありますので、その人たちの声を聞く場所ができると、少しでもヤングケアラーという人たちが少なくなるのではないかと、今日のお話を聞いてつくづく思いました。ですから行政、また国に、われわれ地域の声を真剣に受け止めてくれる、そして解決していってくれることを切にお願いしたいと思いました。以上です。

一井 ありがとうございます。いまのお話を聞いていまして、誰かが聞く力と言っていました、ぜひそんなこともつけていく必要があるのではないかと思います。ありがとうございます。

そのほか何かございますか。

荻津（会場から） 栃木県済生会の荻津と申します。今日は大切なお話をありがとうございました。いま質問があったところも含めて、ヤングケアラーを見ていくときに今後必要なのは、地域力を高めることだと私は思っています。ヤングケアラーのみのネットワークということではなく、地域全体で子どもの問題であれば、それを見ていける力をつけていく。いまお話があったように、官と民が連携しないとこれは達成できないと思っています。

発見した人がどこにつなぐのかといったときに、地域全体でうまくカバーし合えてつながっていければいいと思うのですが、どこに行っていかわからないというような状況に

なるよりは、地域全体で誰かが見つけたらみんなで助けていこうという地域にするためにはどうしていくかということで、いま済生会全体では誰一人取り残さないソーシャルインクルージョンというのを進めています。

行政と民間と多くの地域の力が集まって、今後、ヤングケアラーも含めて地域から孤立している人たち、問題を抱えている人たちを地域全体の中で助けていって支援できるような社会になっていければというお話の感想を聞きました。香川県は官と民が比較的うまく連携できているというお話も聞けたので、参考にしたいと思います。どうもありがとうございました。

一井 ありがとうございました。いまのお話は、冒頭に炭谷理事長からお話いただいたことをこれからやっけていこうではないかということだと思いますので、皆様方のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

これでディスカッションを終了したいと思います。

最後に私のほうから。短時間ではありましたが、ヤングケアラーの問題についてご協議いただき、大変ありがとうございました。ヤングケアラーに対する取り組みについては、認知度を高めていく。このことについては地域間の格差が現状ではあるようですが、ヤングケアラーの取り組みの中では社会環境を含めた地域の特性、そういうものを配慮しながら進めていく必要があると思っています。

先ほども出ましたが、地域力をいかに高めていくか、あるいは先生も含めて聞く力、観察力、そういうものをどういうふうに高めていくかということが大きな課題だと感じました。

今日挙げさせていただいたのは一つの側面にすぎないと思いますが、われわれ自身が意識をより高めながらヤングケアラーの問題に取り組んでいきたいと考えています。そういうことによって、今日理事長からお話がありましたソーシャルインクルージョンにより近づいていけるのではないかと思った次第です。また、本日の議論が今後のヤングケアラーの減少、なくす取り組みに少しでもお役に立てればありがたいと思った次第です。

それではこのたびのシンポジウムに参加していただいた皆様のご支援とご協力に感謝申し上げます、本日のシンポジウムを終わらせていただきたいと思います。本日は大変ありがとうございました。(拍手)